



栃木県公報

平成26年
4月11日(金)
第2571号

目次

告示

○栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務の委託	311
○指定代理納付者の指定	312
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	312
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定	313
○同	313
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定に係る変更	313
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退	314
○土地改良区定款変更の認可	314
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	314

公告

○当せん金付証券の発売	315
○基本測量の終了	317
○公共測量の終了	317
○同	318
○同	318
○同	318
○同	318

教育委員会

○平成27年度栃木県立中学校入学者選考要項	319
○平成27年度栃木県立高等学校入学者選抜要項	319
○平成27年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項	322

選挙管理委員会

○公職選挙法第18条第2項の規定による開票区の設定	323
---------------------------	-----

調達等公告

○入札公告	323
-------	-----

告示

栃木県告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成26年4月1日付けで次のとおり栃木県庁舎地下駐車場の使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）第3条に規定する使用料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

- (1) 主たる事務所の所在地
宇都宮市岩曾町1333番地
- (2) 名称
環境整備株式会社

3 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(管財課)

栃木県告示第187号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第52条の2第2項の規定により告示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

- (1) 主たる事務所の所在地
東京都港区赤坂九丁目7番1号
- (2) 名称
ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
ふるさと“とちぎ”応援寄附金

3 指定期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第188号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0951000082	一般社団法人つばさ	大田原市親園824-1	一般社団法人つばさ	大田原市親園824-1	平成26年4月1日	児童発達支援放課後等デイサービス
0950100099	指定障害福祉サービス事業所JOYみゆき	宇都宮市海道町44-1	社会福祉法人みゆきの杜	宇都宮市御幸本町4646	平成26年4月1日	放課後等デイサービス
0950400051	児童デイサービス・アニマートさのうえの	佐野市植野町1873 植野泉ショッピングセンター1階店舗N号	株式会社Cheap Imitation	佐野市浅沼町251-19	平成26年4月1日	放課後等デイサービス
0950500033	たんぼぼ事業所	鹿沼市上殿町238-1	特定非営利活動法人ハートフルふきあげ	栃木市大森町465	平成26年4月1日	放課後等デイサービス

栃木県告示第189号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
自治医大ステーション・ブレインクリニック	下野市医大前3-2-2 3F	池口 邦彦	平成26年 4月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局宇都宮今泉新町店	宇都宮市今泉新町260- 6	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成26年 4月1日	精神通院医療
コスモファーマ薬局今市店	日光市荊沢599-134	株式会社コスモファーマ東京 代表取締役 玉田 敏生	平成26年 4月1日	精神通院医療
中央薬局今泉店	宇都宮市今泉3-10- 10	株式会社パワーファーマシー 代表取締役 渡邊 和裕	平成26年 4月1日	精神通院医療
中央薬局兵庫塚北店	宇都宮市兵庫塚3-39- 2	株式会社パワーファーマシー 代表取締役 渡邊 和裕	平成26年 4月1日	精神通院医療
さつき薬局仁神堂店	鹿沼市仁神堂町字小谷 津久保522-7	株式会社パワーファーマシー 代表取締役 渡邊 和裕	平成26年 4月1日	精神通院医療
ピノキオファーマシーズ東武宇都宮店	宇都宮市宮園町5-4 東武百貨店3F	株式会社ピノキオファーマ シーズ 代表取締役 田中 秀和	平成26年 4月1日	精神通院医療
とちぎ薬局佐久山店	大田原市佐久山2020	株式会社ジェイピー 代表取締役 渡部 智次	平成26年 4月1日	精神通院医療
フレアス訪問看護ステーション宇都宮	宇都宮市東今泉2-2- 3-33 宇都宮グリーン ハイツ102	株式会社フレアス 代表取締役 澤登 拓	平成26年 4月1日	精神通院医療
訪問看護ステーションきずな	足利市島田町822	株式会社SC 代表取締役 佐藤 智子	平成26年 4月1日	精神通院医療

栃木県告示第190号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
君島薬局	那須塩原市高林377	君島 英一	平成26年 4月1日	育成医療及び 更生医療

栃木県告示第191号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	変更年月日	自立支援医療の種類
ウエルシア薬局足利大前店 (ナガタ薬局足利大前店)	足利市大前町827-1	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 水野 秀晴	平成26年 3月17日	精神通院医療

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、同法第69条の規定により公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定辞退年月日	自立支援医療の種類
前田薬局	足利市柳原町859-1	前田 信一	平成26年 3月31日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
釜ヶ淵土地改良区	平成26年3月27日

栃木県告示第194号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
船生土地改良区	土地改良（維持管理）事業	平成26年4月14日から 同年5月14日まで	平成26年5月29日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○当せん金付証券の発売

当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、受託を希望する銀行等は、受託申請期限までに申請されたい。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富 一

I

- 1 名称
第380回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
10億円、1,000万通
- 3 証券金額
1枚 100円
- 4 発売期間
平成26年8月6日から同月19日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 423,800,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 101,925,864円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 44,100,000円
- 9 受託申請期限
平成26年5月2日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通知による。

II

- 1 名称
第381回地域医療等振興自治宝くじ
- 2 発売総額及び通数
20億円、1,000万通
- 3 証券金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成26年8月6日から同月19日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 917,600,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証券の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 182,537,280円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 106,600,000円
- 9 受託申請期限

平成26年5月2日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅲ

1 名称

第382回地域医療等振興自治宝くじ

2 発売総額及び通数

20億円、1,000万通

3 証票金額

1枚 200円

4 発売期間

平成26年8月13日から同月26日まで

5 当せん金品の総額

発売総額に対して 949,800,000円

6 委託対象事務の範囲

当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料

発売総額に対して 180,611,424円

8 その他発売経費

発売総額に対して 66,800,000円

9 受託申請期限

平成26年5月2日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅳ

1 名称

第383回地域医療等振興自治宝くじ

2 発売総額及び通数

25億円、1,250万通

3 証票金額

1枚 200円

4 発売期間

平成26年10月1日から同月14日まで

5 当せん金品の総額

発売総額に対して 1,147,000,000円

6 委託対象事務の範囲

当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの

7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料

発売総額に対して 228,225,600円

8 その他発売経費

発売総額に対して 133,250,000円

9 受託申請期限

平成26年5月2日

10 その他

受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

Ⅴ

1 名称

第384回地域医療等振興自治宝くじ

- 2 発売総額及び通数
30億円、1,500万通
- 3 証票金額
1枚 200円
- 4 発売期間
平成26年11月5日から同月18日まで
- 5 当せん金品の総額
発売総額に対して 1,429,800,000円
- 6 委託対象事務の範囲
当せん金付証票の発売等の事務のうち発売企画に係るもの以外のもの
- 7 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付の手数料
発売総額に対して 272,529,144円
- 8 その他発売経費
発売総額に対して 100,200,000円
- 9 受託申請期限
平成26年5月2日
- 10 その他
受託事務の履行は、当せん金付証票法その他関係通知による。

(財政課)

○基本測量の終了

平成25年6月18日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2 作業地域
県内全域
- 3 作業期間
平成25年6月28日から平成26年3月31日まで

○公共測量の終了

平成25年10月15日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局下館河川事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（既存地形図修正）
- 2 作業地域
小山市、下野市、真岡市、芳賀郡益子町、河内郡上三川町、宇都宮市、塩谷郡高根沢町、さくら市、塩谷郡塩谷町、日光市
- 3 作業期間

平成25年8月31日から平成26年3月13日まで

○公共測量の終了

平成25年11月26日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、那珂川町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
 - 2 作業地域
那須郡那珂川町
 - 3 作業期間
平成25年10月17日から平成26年3月25日まで
-

○公共測量の終了

平成25年12月17日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影）
 - 2 作業地域
佐野市
 - 3 作業期間
平成25年12月2日から平成26年3月24日まで
-

○公共測量の終了

平成25年10月25日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿沼市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタルカラー撮影））
 - 2 作業地域
鹿沼市全域
 - 3 作業期間
平成25年11月1日から平成26年3月20日まで
-

○公共測量の終了

平成26年2月7日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）、数値図化）
- 2 作業地域
宇都宮市宝木町2丁目、駒生町
- 3 作業期間
平成26年1月14日から同年3月10日まで

(監理課)

教育委員会

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成27年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県教育委員会

平成27年度栃木県立中学校入学者選考要項

平成27年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することができる者は、保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）と共に県内に居住する者又は入学時に居住見込みの者で、平成27年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校（以下「小学校」という。）を卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 募集定員

募集定員は、下記のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが6割を超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかが4割に満たない場合は、この限りではない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	105名
栃木県立佐野高等学校附属中学校	105名
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	70名

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

(1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校長に提出するものとする。

(2) 期間

平成26年12月1日（月）から同月4日（木）まで

5 入学者の選考

(1) 方法

適性検査、作文及び面接の実施結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲や適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

(2) 日程

適性検査、作文及び面接の実施 平成27年1月10日（土）

栃木県教育委員会告示第7号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則

(昭和46年栃木県教育委員会規則第5号)第8条の規定により平成27年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県教育委員会

平成27年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

平成27年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 全日制課程及び定時制課程について

1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することができる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者
- (2) 平成27年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は平成27年3月31日までに該当する見込みの者

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制、定時制の各課程ごとに1校1学科（系・科）に限り出願するものとする。ただし、第2志望、第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については平成27年2月18日（水）及び同月19日（木）とし、定時制課程については同年3月11日（水）から同月13日（金）までとする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を平成27年2月23日（月）及び同月24日（火）に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先の高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した志願者は、志願者本人が直接志願先高等学校に提出するものとする。
- (5) 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制、定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者（平成27年4月1日現在）については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については平成27年3月5日（木）、定時制課程については同月17日（火）とする。
- (3) 全日制課程については、別に定める学校・学科（系・科）において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科（系・科）において実施する。

6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。
- (2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については平成27年3月11日（水）、定時制課程については同月20日（金）とする。

8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者とする。

(2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科（系・科）の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科（系・科）ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山西高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校は募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

(3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成27年1月29日（木）及び同月30日（金）とする。

(4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するもののうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査（高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。）のうちから、各学校・学科（系・科）の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、平成27年2月5日（木）及び同月6日（金）とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、平成27年2月5日（木）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書等及び面接並びに各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文、学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

(6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、平成27年2月12日（木）とする。

9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

(1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

(2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセントを上限とする。

(3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成27年2月23日（月）及び同月24日（火）とする。

(4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、平成27年3月5日（木）とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月11日（水）とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者（特別の事由のある者については、この限りでない。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校を卒業し、又は修了した者

(2) 平成27年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は平成27年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、平成27年3月11日（水）から同月13日（金）まで、同月16日（月）から同月20日（金）まで及び同月23日（月）とする。

3 面接等

(1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。

(2) 面接の期日は、平成27年3月21日（土）又は同月25日（水）のいずれかとする。

4 入学者の選抜

(1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者は、除くものとする。

(2) 入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類及び面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、平成27年3月26日（木）とする。

（学校教育課）

栃木県教育委員会告示第8号

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成27年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成26年4月11日

栃木県教育委員会

平成27年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

平成27年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項に定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

1 入学志願資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる程度の者で、それぞれ次のいずれかに該当するものとする。

(1) 高等部

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成27年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 平成27年3月31日までに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(2) 高等部専攻科（視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校に置くもの）

ア 平成27年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 平成27年3月31日までに学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(3) 幼稚部

ア 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成21年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた幼児

イ 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成21年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に必要な書類は、志願先の特別支援学校に提出するものとする。

(2) 願書等の提出期間は、平成27年2月18日(水)及び同月19日(木)の2日間とする。

(3) 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。

4 入学者の選抜

(1) 高等部の選抜については、中学校又は高等学校の校長から送付された調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とするほか、特別支援学校の校長が必要と認めて実施したその他の検査の結果を、幼稚部の選抜については、面接及び特別支援学校の校長が必要と認めて実施したその他の検査の結果を、それぞれ資料として行うものとする。

(2) 選抜の期日は、平成27年3月5日(木)とし、会場は、出願先の特別支援学校とする。

(3) 選抜結果の発表は、平成27年3月11日(水)とする。

(4) 特別の事情等により受検できなかった者で、高等部、高等部専攻科又は幼稚部への入学を希望するものについては、別に取り扱うものとする。

(特別支援教室)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第18条第2項の規定により、平成26年4月20日に執行予定の栃木市長選挙に関し、栃木市の区域を分けて次のとおり開票区を設ける。

平成26年4月11日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林恒夫

開票区	区
栃木開票区	平成26年4月4日における栃木市の区域
岩舟開票区	平成26年4月4日における岩舟町の区域

調達等公告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月11日

栃木県知事 福田富一

1 入札に付する事項

(1) 業務名 平成26年度県議会広報紙「県議会とちぎ」新聞折り込み業務

(2) 業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所 栃木県議会事務局の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、折込広告の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成26年4月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成26年4月24日午後1時30分 栃木県議会議事堂4階第5委員会室
- (3) その他 入札説明書は、平成26年4月11日から同月23日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)